

平成 26 年 2 月 28 日

2012 年 11 月改訂前の電子記録債権利用契約（支払企業用）を締結されたお客さま 各位

電子記録債権利用契約（支払企業用）の新規お申込みを検討されているお客さま 各位

日本電子債権機構株式会社
株式会社三菱東京 UFJ 銀行

(事務代行会社: 三菱 UFJ ファクター株式会社)

利用契約の改訂について

1. 2012 年 11 月改訂前の利用契約を締結されたお客さまへのご連絡

電子記録債権利用契約（支払企業用）（以下「利用契約」といいます。）をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2012 年 11 月改訂前の内容（別紙の「改訂前」の内容をいいます。）により利用契約を締結されたお客さま（利用契約締結にあたりご利用いただいた申込書類の右下に<2012 年 11 月改訂>及び<平成 25 年 4 月版>のいずれの記載もないお客さまをいいます。）について、利用契約の内容を下記及び別紙のとおり改訂いたしますので、利用契約第 30 条に基づきその旨お知らせいたします。

今回の利用契約の改訂は、反社会的勢力の排除を徹底すべく、一般社団法人全国銀行協会の「融資取引および当座勘定取引における暴力団排除条項参考例の一部改正について」(平成 23 年 6 月 2 日付)記載の参考例を基に改訂したものです。

なお、右下に<2012 年 11 月改訂>又は<平成 25 年 4 月版>の記載のある申込書類により利用契約を締結されたお客さまについては、別紙の「改訂後」の内容により利用契約を締結されているため、申込書類及び利用契約の内容に変更はございません。

記

【2012 年 11 月の利用契約改訂内容】

① 表明保証文言の改訂

申込書類 3 頁目の別紙「お客さまにかかる表明保証」中の「反社会的勢力

にかかると表明保証」の文言を改訂しました。これは、上記のとおり、一般社団法人全国銀行協会の「融資取引および当座勘定取引における暴力団排除条項参考例の一部改正について」（平成 23 年 6 月 2 日付）記載の参考例を基に改訂したものです。

- ② 「請求確認通知に対する異議及び撤回」（第 10 条第 3 項）の文言の追加
利用契約第 10 条第 3 項において、業務規程に違反する電子記録等の請求の委託がなされた場合には、お客さまの当該委託は撤回されたものとして取り扱われることとなっておりますが、撤回のタイミングによっては、本サービス提供者又は当機関にとって電子記録を行わないことが不可能若しくは著しく困難である場合もあり得るため、かかる場合には、業務規程に違反する電子記録等の請求委託がなされたときは、当該電子記録の削除を内容とする変更記録の請求委託がお客さまからなされたものとして請求代行者が取り扱うことができるよう明確化いたしました。

- ③ 解約等（第 28 条第 8 項）の条項の追加

お客さまが「反社会的勢力にかかると表明保証」に違反し、本サービス提供者又は当機関が当該違反に基づき利用契約を解除した場合であっても、本サービス提供者及び当機関は免責され、お客さまが損害賠償責任を負うことを明確にした条項を組み入れました。

- ④ 版の明示

申込書類の右下に、＜2012 年 11 月改訂＞と、改訂年月を表示しました。

2. 利用契約の新規お申込みを検討されているお客さまへのお願い

利用契約の新規お申込みを検討されているお客さまにおかれましては、お手元にごございます申込書類の右下に＜2012 年 11 月改訂＞又は＜平成 25 年 4 月版＞の表示があるかのご確認をお願いいたします。

いずれの表示もない場合には、現在かかる申込書類により新規お申込みを行っていただくことはできませんので、下記の「お問い合わせ窓口」にご連絡いただき、＜平成 25 年 4 月版＞の表示のある申込書類と最新の利用契約をお取り寄せいただいた上でお申込みいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

お問い合わせ窓口

三菱東京 UFJ 銀行 電手・でんさいコールセンター

0120-103-172

※フリーダイヤルがご利用いただけない場合は 03-5730-1963

※照会時間：銀行営業日の 9：00～19：00

利用契約 条項改訂 新旧文言比較表（下線部変更箇所）

改訂前	改訂後
<p>お客さまにかかる表明保証（略） 反社会的勢力にかかる表明保証</p> <p>(1)お客さまは、<u>以下のいずれにも該当しないこと。</u></p> <p>①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等 ⑥その他前各号に準ずる者</p> <p>(2)お客さまが以下のいずれの行為も行わないこと。</p> <p>①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、三菱東京UFJ銀行若しくは当機関の信用を毀損し、又は三菱東京UFJ銀行若しくは当機関の業務を妨害する行為</p>	<p>お客さまにかかる表明保証（略） 反社会的勢力にかかる表明保証</p> <p>(1)お客さまは、<u>現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。</u></p> <p>①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>(2)お客さまは、<u>自ら又は第三者を利用して次の各号に該当するいずれの行為も行わないことを確約します。</u></p> <p>①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、三菱東京UFJ銀行若しくは当機関の信用を毀損し、又は三菱東京UFJ銀行若しくは当機関の業務を妨害する行為 ⑤その他上記①から④までに準ずる行為</p>
<p>【第10条】 (請求確認通知に対する異議及び撤回)（略）</p> <p>3 お客さまが行った電子記録の請求の委託が、前条第1項各号に定める電子記録を内容とするものであることが判明した場合に</p>	<p>(請求確認通知に対する異議及び撤回)（略）</p> <p>3 お客さまが行った電子記録の請求の委託が、前条第1項各号に定める電子記録を内容とするものであることが判明した場合には、お客さまは、当該請求の委託を撤回するも</p>

<p>は、お客さまは、当該請求の委託を撤回するものとし、請求代行者は、当該請求の委託についてお客さまから撤回がなされたものとして取り扱います。</p>	<p>のとし、請求代行者は、当該請求の委託についてお客さまから撤回がなされたものとして取り扱います。<u>また、この場合において、撤回がなされた時点で当該請求の委託に係る電子記録を行わないことが本サービス提供者又は当機関にとって不可能若しくは著しく困難であるときは、お客さまは、当該電子記録の削除を内容とする変更記録の請求を請求代行者に委託したものとし、請求代行者は、当該委託に基づき当機関に変更記録の請求を行います。</u></p>
<p>【第 28 条】 (解約等) (略) (新設)</p>	<p>(解約等) (略)</p> <p>8 <u>お客さまが本契約の申込書別紙の表明保証に違反し、本サービス提供者又は当機関が当該違反に基づき第 4 項第 9 号の規定を適用したことによりお客さまに損害が生じた場合にも、お客さまは本サービス提供者及び当機関になんらの請求をせず、また、本サービス提供者又は当機関に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負います。</u></p>